淀川水系流域委員会

委員会ニュース

No.14 2002年11月発行

http://www.yodoriver.org

CONTENTS

●第14回委員会の内容……P.1

●第14回委員会の資料より抜粋……P.7

●これまで開催された委員会および部会等について……P.10

◇当日資料の閲覧・入手方法……P.11

平成14年9月12日（木）、第14回委員会が開かれました。

【ぱ・る・るプラザ京都にて】

委員会委員リスト

2002.9.12現在

（五十音順、敬称略）

№	氏名	対象分野	所　属　等	備考（兼任）
1	芦田　和男 （委員長）	河川環境一般	京都大学　名誉教授 財団法人　河川環境管理財団　研究顧問	-
2	池淵　周一	水資源(水文学、水資源工学)	京都大学防災研究所　教授	猪名川部会
3	今本　博健	洪水防御(河川工学、水理学)	京都大学　名誉教授	淀川部会
4	植田　和弘	経済	京都大学大学院経済学研究科　教授	-
5	江頭　進治	河道変動	立命館大学理工学部　教授	琵琶湖部会
6	嘉田　由紀子	地域・まちづくり (環境社会学、文化人類学、住民参加論)	京都精華大学　教授 滋賀県立琵琶湖博物館　研究顧問	琵琶湖部会
7	川上　聰	地域の特性に詳しい委員 (水環境保全ネットワーキング・市民活動)	川の会・名張　事務局、 近畿水の塾幹事	淀川部会
8	川那部　浩哉 （琵琶湖部会長）	生態系	京都大学　名誉教授 滋賀県立琵琶湖博物館　館長	琵琶湖部会
9	倉田　亨	農林漁業	近畿大学　名誉教授	琵琶湖部会
10	宗宮　功	水質(水質工学)	京都大学　名誉教授、 龍谷大学　教授	琵琶湖部会
11	谷田　一三	動物(河川生態学、昆虫分類系統学)	大阪府立大学総合科学部　教授	淀川部会
12	塚本　明正	地域の特性に詳しい委員 (幅広い分野の人のネットとコーディネイト)	川とまちのフォーラム・京都　世話役	淀川部会
13	寺川　庄蔵	地域の特性に詳しい委員 (自然・環境問題全般)	びわ湖自然環境ネットワーク　代表	琵琶湖部会
14	寺田　武彦 （淀川部会長）	法律	弁護士 日弁連公害対策・環境保全委員会　元委員長	淀川部会
15	中村　正久	水環境(環境政策、環境システム工学)	滋賀県琵琶湖研究所　所長	琵琶湖部会
16	尾藤　正二郎	マスコミ	神戸親和女子大学文学部　教授	-
17	桝屋　正	地域の特性に詳しい委員	地球環境関西フォーラム　事務総長	淀川部会
18	水山　高久	治山・砂防	京都大学大学院農学研究科　教授	琵琶湖部会
19	三田村　緒佐武	環境教育(水環境教育、生物地球化学)	滋賀県立大学環境科学部　教授	琵琶湖部会
20	山村　恒年	法律(行政法、環境法)	弁護士 元神戸大学教授	-
21	吉田　正人	自然保護(自然保護、生態学)	財団法人　日本自然保護協会　常務理事	-
22	米山　俊直 （猪名川部会長）	水文化	京都大学　名誉教授 大手前大学　学長	猪名川部会
23	鷲谷　いづみ	植物(植物生態学、保全生態学)	東京大学大学院農学生命科学研究科　教授	-

注1：対象分野欄の（　）は委員の専門を示しています。
注2：山村委員は平成14年5月15日付けで委員会委員に就任されました。

淀川水系流域委員会
委員会ニュース No.14

第14回委員会の内容

15名の委員が出席して、審議が行われました。最終提言に向けた委員会のとりまとめ方針案が示されたあと、水質、治水、水位管理、水需要管理の４つの主要論点について、意見交換が行われました。水質については、(財)琵琶湖・淀川水質保全機構より情報提供が行われました。

第14回委員会結果概要（暫定版）

庶務作成

開催日時：2002年9月12日（木）　13：30～17：00
場　　所：ぱ・る・るプラザ京都　６階　会議室Ｃ
参加者数：委員15名、河川管理者19名、一般傍聴者168名

1　決定事項

①今後の進め方について

・最終提言は「河川整備のあり方に関する提言」と「住民意見聴取についての提言」を統合させ、最終提言作業部会が主体となって作成する。10月24日に当初予定していた第15回委員会を中止し、11月13日に委員会および部会委員全員でとりまとめ案を検討する「拡大委員会」を開催する。

・12月5日の第15回委員会で最終提言を確定させる。

②委員会ワーキンググループ（WG）について

・水位管理WGと水需要管理WGに加えて設立されたダムWGと一般意見聴取WGのメンバーが決定した。また前回委員会での規約改正に従い、WG専任である小尻委員の委嘱状を出して頂くよう近畿地方整備局に委員会より要請した。

・新たに水質WGを設立することが決定した。

・必要に応じてWGメンバーがヒアリング等の出張を行うことが委員会として承認された。

2　審議の概要

①最終提言に関する意見交換

・資料2-1「最終提言のとりまとめ方針（案）」、2-2「最終提言目次案」をもとに、庶務から最終提言に関する説明があり、意見交換が行われた。最終提言は委員会中間とりまとめを基本に、各部会の中間とりまとめおよび各WGからの提案、一般からの意見等を盛り込み、委員会として一本化したものを出すことが確認された。「各部会で十分に情報共有と検証を行い、11月13日の拡大委員会での議論に備えるべき」等の意見が出された。

②主要論点に関する意見交換

・水質、治水、水位管理、水需要管理の4つの論点について意見交換が行われた。

・水質については、琵琶湖・淀川水質保全機構殿から資料3-1-1「琵琶湖・淀川水系の水質保全について」をもとに説明頂いた。内容は水質保全問題の基本認識から、100年にわたる琵琶湖の水質問題の変遷、今後の水質保全対策の方向性など。

・水位管理と水需要管理は、各WGリーダーからWGの議論内容について説明があった。

・治水については「浸水被害の軽減について目標が必要では」との問題提起と意見交換が行われた。

③流域委員会の進め方についての要望

「最終提言作業部会の経過を全委員に知らせてほしい」「水需要管理を考えるには国土交通省だけでなく、農林水産省の話も聞きたい」といった要望が出された。

④一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者1名から、「中間とりまとめへの一般意見について、どう扱われるのかなど、プロセスを明示してほしい」との発言がなされた。

３．主な意見

①最終提言に関する意見交換

資料2-1「最終提言のとりまとめ方針（案）」2-2「最終提言目次案」をもとに、庶務から最終提言に関する説明があり、意見交換が行われた。

＜とりまとめ方針、スケジュールについて＞

・「個別事業の是非については、整備計画原案に関する検討として行う」ことになっているが、この辺をもう少し詳しくご説明いただきたい。

→最終提言の中では、個別事業の是非等には触れずに、一般的な考え方、方向性等を示す。整備局には、それをもとに河川整備計画の原案をお作りいただく。（委員長）

→原案が出てきてから、具体的な事業の中身を検討する時間的余裕はあるのか。

→集中的に議論する。少し延びるかもしれないが、今のところこのスケジュールでやっていく。（委員長）

・農業の話は農水省、環境の話は環境省の方の意見も聴くべきである。

・中間とりまとめにおいて各部会の記述と委員会の記述とで、整合性が取れていない部分があるとすると、今後一本化する過程において各部会で十分議論すべき。拡大委員会には、各部会で十分議論したうえで臨まないと意味がない。

・WGに参加している委員と参加していない委員では、情報量に差が出ている。WGの議論は、部会や委員会で充分に検討されなければならない。

・河川整備計画が出るまでにある程度部会で議論を詰めておく必要がある。

・確認だが、WGは最終提言の該当箇所の記述を検討することと、整備計画について検討する材料を委員会に提示するという2つの機能がある。（委員長代理）

→そうである。WGは、最終提言とりまとめ以降も続くものとする。（委員長）

＜最終提言目次案の文言について＞

・資料2-2「３　流域整備計画の変革の理念」の中に"総合的な判断"、また4-1(1)　に"変化に富んだ自然豊かな水系"とあるが、これでは意味が分かりにくいので、もっと具体的な表現に改めるべき。また、4-2（2）に、"社会的な視点を含めて検討"とあるが、漁業関係者の立場からいうと、もっと経済的な視点を含めて書いていただきたい。

→最終提言作業部会で検討することとする。（委員長）

・目次の項目に上がっている"計画アセスメント"など、どこのWGでも検討されていない部分をどうするのか。

→各委員から盛り込むべき内容を資料として出していただきたい。

②主要論点に関する意見交換

＜水質について＞

（財）琵琶湖･淀川水質保全機構の穂波事務局長より、資料3-1-1をもとに、水質に関する情報提供が行われ、その後意見交換が行われた。

○説明要旨：資料3-1-1　「琵琶湖･淀川水系の水質保全について」

・淀川水系の水質保全問題を考えるあたり、以下の４つの基本認識が必要である。

１）広域的かつ高度に水が循環利用されている水系である

２）従来の対処療法的な水質保全対策の転換期にある

３）水質問題はライフスタイルや人の意識と密接に関係する

４）水質保全には流域管理の視点が求められる

・上記、基本認識をもとに、今後の水質保全対策に向けた取り組みの方向性としては、

１）対処療法から予防原則、基準達成型からリスク管理へと転換を図る

２）行政や住民など多様な主体が協働して取り組めるよう、分かりやすい共通の水質改善目標を設定したり、評価手法や情報の共有化を進めていく。また小さな水循環系の構築を考えていく。

３）一人一人が水を汚さない生活スタイルへの意識の改革に努めていくことが必要。

等があげられる。

・以上を踏まえて以下の４点を提案したい。

１）環境の時代に則した安全、安心が実感できる水質管理の実現（新しい水質目標や指標の設定、モニタリングの強化、水質汚濁メカニズムの研究、水系全体を統合した水質モデルの開発、水質情報共有化のためのデータベースの整備など）

２）自然の水質浄化機能を引き出す河川整備の推進（生物多様性の立場に立つ、植生など自然浄化機能の定量化とモデルの研究、ウェットランドの形成などを活用して面源負荷を河川や湖沼の流入口で抑制する技術の開発など）

３）住民との協働のための基盤整備（愛着ある水辺づくり、環境学習の場を提供する河川整備など）

４）流域全体での取り組みにむけて河川管理者のリーダーシップを期待したい。

○意見交換

・河川の周辺には廃材や汚物の処理場があり、水質汚濁の原因になっている。そのような汚濁物質を出す施設の設置を許可する行政側にも問題がある。

→モラルが低いことも問題。堤防道路にゴミが多く、それも河川を汚す原因となっている。

・河川区域だけで対策を考えても、川の周辺で何らかの影響行為があると手の打ちようがない。土地利用計画等他の計画との調整を図る必要がある。

・廃材等の設置は、合法で行われている以上取り締まりできない。河川からある一定の範囲のエリア内では、廃棄物等を置いてはいけないというような新しい法整備が必要である。

→ドイツなど外国で行われているゾーニングの例を参考にしてはどうか。

・すべてが合法ともいえない。はじめは合法で行われていても、最後には違法になるものがあり、そういうところが河川に大きなダメージを与えている。もっと法を厳格に適用せねばならない。

・ゾーニングしたうえで、これから30年かけて川とのかかわりを想定したエリアを広げるといった意味で川幅を広げていくことも必要。そのきっかけとして先のような法律を作ることも視野にいれるべきではないか。

・古いパチンコ台など、一見廃棄物でも、実は再生用資材として置いているところもある。廃棄物の定義そのものが曖昧ではないか。

・水質の問題を微細に議論できるのは、地球上の60億人のうち5億人くらいしかいない。残りは、水そのものが確保できないなど何かが欠けている。その意味で、世界の中での日本の責任についてもどこかで触れておく必要がある。

・流域全体の視点で見れば、下水道と上水道の位置関係がおかしい。長期的には改善する必要がある。

・河川の自然条件を一定十分に確保することにより、水質改善に寄与できる。

・現在の水質の基準は濃度規制のみであり、量規制がないのも問題である。

・水量の問題は水質と深く関わっている。水量が豊富に確保されれば水質への問題は改善される。水位管理とも関わってくるため河川整備計画で何か言えるのではないか。

・汚染物質は、単体規制では追いつかない。因果関係が明確になる頃にはすでに手遅れになることも多い。規制手法を変えるべきである。

・産業廃棄物や農薬問題等、国土交通省の権限外のことではあるが、提言の中には盛り込んでいく必要がある。

・本日の議論内容については、水質WGにてとりまとめていただく。（委員長）

＜水位管理について＞

水位管理WGのリーダーである桝屋委員より、資料3-3「水位管理WGの中間報告について」を用いて、水位管理WGのこれまでの議論内容について説明が行われ、その後意見交換が行われた。

○意見交換

・生態系に影響を与える要素として、水位の変化と生息域の変化の２つをそれぞれ考えなければならない。（委員長）

・毎年6月15日に一律に水位を下げることになっている現在の琵琶湖の水位操作は、一般のダムと同じであり区別を行うべきである。琵琶湖の水位管理については、琵琶湖そのものの生態系保護をも考えなければならない。

・水位操作と漁獲高に関するグラフだが、琵琶湖の漁獲高が減少したのは、琵琶湖総合開発による水位操作が開始されたためだけではなく、護岸堤の完成や外来種の影響など、ほかにも様々な要因をはらんでいる。

・水位操作については、季節変化との関係を一番の問題とすべきである。周りの環境との調和を考慮に入れないと意味がない。また、水位操作の基準を変えるなら、変えることが及ぼす効果をきちっと検証（評価）しなければならない。大掛かりなことをやって1%しか変化がないようであれば、やっても意味がない。

・水位操作については、最終提言までに、こうすべきだというはっきりした答えを出すことはできない。（治水、利水に影響のない範囲で）人工洪水を起こすなど、さまざまな条件下で試行錯誤（トライアル＆チェック）を繰り返し、その効果を検証していくことが重要である。提言にはそのような内容を含めて記述していけばよい。（委員長）

＜水需要管理について＞

水需要管理WGのリーダーである今本委員より、資料3-4「水需要管理WGとりまとめ骨子(案)」を用いて、WGの検討内容について説明が行われ、その後意見交換が行われた。

○意見交換

・環境用水の創出は新しいことだが、流量や場の条件とも絡んでくる。（委員長）

・自然環境維持のために水を確保することが許されるかどうか、また水を確保すべきだと言い切れるかどうか、基本的な事項をしっかり議論しておく必要がある。（リーダー）

・流量調整は、ダムによってできるところとできないところがある。節水型社会の実現も含めてさらに総合的に考えていく必要がある。

・ダムの撹乱機能（人工洪水）については、流水内と河川内という２つの意味があるので双方の記述が必要。また、生き物の歴史を長期的な視野で捉えるなら、生態系にとって致命的なことだけはおこらないような条件を考えておく必要がある。

・世界水フォーラムの委員会の会合でも、流域管理が唱えられており、世界の情勢がどうなっているのか十分認識すべき。世界的には水は有限との認識が一般的であり、たとえ水が余っている時であっても、水は無駄に使わないというのが世界的な常識である。日本もこの立場を基本に据えるべきである。

・世界水準から見ると、日本は、やはり節水をしなければならないことは明白である。パリやロンドンに比べると、大阪は一人当たり倍以上の水を使っている。

・農業用水については、環境用水としてよりも地域用水として捉えてほしい。単に自然環境や生態系保護のためだけなら、その地域に暮らしている方々の合意を得るのは難しい。

＜治水について＞

○意見交換

・治水については、中間とりまとめで、「壊滅的被害の回避と浸水被害の軽減」を謳っているが、河川整備計画を作るためには、たとえば床上浸水を減らすなど浸水被害を減らすための基準を示す必要があると思う。（委員長）

・過去のデータをもとに、基準を決めるのなら、これまでの河川整備と変わらないのではないか。

・一口に浸水規模といっても、浸水頻度のみでなく、浸水範囲、浸水の深さなど、意味は多様であり具体的には示しにくい。

・たまに大雨が降って浸水するということは、河川整備というよりも、地域の内水処理の分野の問題なのではないか。

・今回の意見募集で自治体から頂いた意見書には、治水対策についての意見、要望が多い。いずれにしても、無視はできない。よく検討を行う必要がある。（委員長）

③一般傍聴者からの意見聴取と意見交換

一般傍聴者1名より発言があり、意見交換が行われた。

・中間とりまとめに対して、県内の自治体から意見を集めて送ったが、どのような形で討議され、提言に反映されていくのか、教えていただきたい。（傍聴者）

→頂いた意見についてはこちらで整理したうえで、最終提言に取り入れるものと取り入れないものに仕分けする。また、意見の全てを最終提言とともに河川管理者に提出する。（委員長）

・最終提言の内容に盛り込まれる場合とそうでない場合の判断の基準を知りたい。採用されなかった意見については、その理由を相手に知らせるべきだと思う。（傍聴者）

→全てについて、応えることはできない。（委員長）

→それについては、一般意見聴取のWGでも、何らかの見解を出すべく議論したい。

以上

※説明及び発言内容については、現在確認中であるため、随時変更する可能性があります。
尚、議事内容の詳細については「議事録」をご確認下さい。最新の結果概要及び議事録は、ホームページに掲載しております。

■説明資料一覧

配布資料

資料リスト		資料請求No
議事次第		R14-A
資料1－1	委員会ワーキンググループ（WG）について	R14-B
資料1－1補足	第14回委員会資料1－1「委員会ワーキンググループ（WG）について」訂正	R14-C
資料1－2	委員会および各部会、WGの状況（中間とりまとめ以降）	R14-D
資料1－3	委員会WG　結果概要	R14-E
資料2－1	最終提言のとりまとめ方針（案）	R14-F
資料2－2	最終提言目次案	R14-G
資料2－3	最終提言素案（主要論点について）	R14-H
資料3－1－1	「琵琶湖・淀川水系の水質保全について」：財)琵琶湖・淀川水質保全機構殿からの提供資料◎	R14-I
資料番号なし	「BYQ水環境レポート」：財）琵琶湖・淀川水質保全機構殿からの提供資料 *	R14-J
資料番号なし	「琵琶湖・淀川の豊かな恵みを未来に。あしたへの水先案内」 財）琵琶湖・淀川水質保全機構のあらまし（パンフレット）*	R14-K
資料3－1－2	宗宮委員からの水質に関するご意見	R14-L
資料3－2	前回委員会（7/30開催）以降の部会に河川管理者より提出された治水関係資料◎	R14-M
資料3－3	水位管理WGの中間報告について	R14-N
資料3－4	「水需要管理」WGとりまとめ骨子（案）	R14-O
資料4	9月～12月の委員会、部会、運営会議の日程について	R14-P
資料5－1	「丹生ダム工事における濁水対策」：水資源開発公団丹生ダム建設所提供◎	R14-Q
資料5－2	社会資本整備審議会河川分科会に関する意見募集「中間とりまとめ」について ：河川管理者からの情報提供	R14-R
資料5－2補足	「河川分科会中間とりまとめ参考資料」：河川管理者からの情報提供◎	R14-S
参考資料1－1	委員および一般からのご意見◎	R14-T
参考資料1－2	一般からの中間とりまとめへのご意見（最終版）	R14-U
参考資料1－2補足	一般からの中間とりまとめへのご意見（最終版）の訂正◎	R14-V

注1：紙面の都合上、資料内容は省略しています。資料をご覧になりたい方はP.11の「当日資料の閲覧・入手方法」をご覧ください
注2：「◎」のついた資料は原本はカラーとなっていますが一般傍聴者には白黒コピーを配付した資料です。
ホームページでは、カラーで閲覧頂けます。
注3：「*」のついた資料は部数の関係上閲覧のみ可能です。

第14回委員会の資料より抜粋

■最終提言とりまとめ方針（案）より

庶務より、資料2-1「最終提言のとりまとめ方針(案)」をもとに、今後の最終提言の作成方針や手順、アウトプットの位置付け、検討体制等について説明が行われました。以下に資料より、主なものを抜粋して掲載いたします。

●淀川流域委員会の最終アウトプットについて

■委員会の最終アウトプットは下記①～③の３点と考え、今後の検討を進める。

◎最終アウトプット案

① 河川整備のあり方に関する提言
流域委員会としての社会全体に向けた提言。
「中間とりまとめ」をさらに発展させ、河川整備の理念、枠組み、基本的方向等について述べる。
（社会全体への提言、他省庁への提言も含む）

② 住民意見聴取についての提言
住民意見聴取・反映方法についての提言

③ 河川整備計画原案についての意見書
河川管理者が作成する「河川整備計画原案」について、個別の施策を含めて、委員会として意見を表明する。

＊上記①～③の記述内容決定にあたっては、できるだけ全会一致での決定をめざして議論する。最終的に議論を尽くした末に意見が分かれた場合の少数意見については、これを付記する（流域委員会規約第３条５項委員会の意思決定は出席委員の多数決をもって行うが、少数意見がある場合にはこれを付する）。

●検討体制について（委員会と部会の役割分担）

	① 最終提言	② 一般意見提言	③ 意見書
委員会（流域全体についての検討）	●委員会中間とりまとめを柱に深化させ、各部会中間とりまとめを集約して最終提言としてとりまとめ ●部会での検討が必要な事項を指示	●一般意見聴取試行に関しての方針 ●一般意見聴取に関する提言のとりまとめ	●治水、利水（水需要管理など）、環境（水量・水位の変動、河川形状、水質など）、についての流域全体の考え方 ●ダム（新規、既存）の整備や管理についての方針
部会（各河川についての検討）	●最終提言にもりこむべき事項、記述、委員会へ提案 ●委員会からの指示を受けた検討	●一般意見聴取の試行（ケーススタディ） ●提言に盛り込むべき事項、記述を委員会へ提案	（●河川ごとの整備方向） ●河川ごとの具体的な整備プラン ・堤防　・ダム ・河川利用　・河川形状 ・環境整備など

■水質に関する説明資料より

(財)琵琶湖・淀川水質保全機構より、資料3-1-1「琵琶湖・淀川水系の水質保全について」をもとに、今後の水質保全対策の方向性等に関して情報提供が行われました。以下に資料より、主なものを抜粋して掲載いたします。

●水質保全問題の基本認識

- ■ 広域的かつ高度に水が循環利用されている水系
- ■ 従来の対処療法的な水質保全対策の転換期
- ■ 水質問題はライフスタイルや人の意識と密接に関係
- ■ 水質保全には流域管理の視点が求められる

●水質問題の変遷

●琵琶湖・淀川が抱える水質課題の変化

- ■ 有機汚濁問題から微量有害物質・環境ホルモン・病原性微生物など水質問題の高度化
- ■ 点源負荷に対して面源負荷対策の遅れ
- ■ 琵琶湖等閉鎖性水域での水質改善が停滞
- ■ 生態系保全や親水利用等から求められる、よりいっそうの水質改善要求

●今後の水質保全対策の方向性

■ 公害対策の思想・枠組みから脱却し環境対策へ
- ・対処療法 ➡ 予防原則　・基準達成型 ➡ リスク管理型

■ 流域管理の視点から水系一貫した水質保全対策の実施
- ・多様な主体との協働　・共通のアウトカム
- ・水質情報の共有　・小さな水循環（原因抑制）

■ 環境の時代にふさわしい新しい水文化の創造
- ・一人一人の意識改革　・地域に根ざした水辺空間の創出

●河川管理に求められる水質保全への取り組み ～良好な河川環境の創出をめざして～

■ 安全・安心が実感できる水質管理の実現
- ・望ましい水質目標と指標の設定
  （例：魚が棲める水、泳げる水、安心して飲める水等）
- ・環境の整備と保全に即したモニタリングの強化
- ・湖沼等の水質汚濁メカニズムの研究
- ・水系全体を統合した水質モデルの開発
- ・水質情報共有化のためのデータベース整備

■ 自然の水質浄化機能を引き出す河川整備の推進
- ・生物の多様性確保の視点に立った河川整備
- ・植生などによる自然浄化機能の定量化モデルの研究
- ・ウェットランドの形成などを活用して、面源負荷を河川や湖沼への流入口で抑制する技術の開発

■ 住民との協働のための基盤整備
- ・水への愛着を高めるための、人々が近づける水辺の創出
- ・実地での環境学習の場を提供する河川整備
- ・交流の機会を創出するなど水質保全意識の啓発

■ 流域全体での取り組みに向けてリーダーシップを期待

これまで開催された委員会および部会等について

第14回委員会(平成14年9月12日)までに、以下の会議が開催されています。

委員会	
第1回	H13/2/1(木)
第2回	H13/4/12(木)
第3回	H13/6/18(月)
第4回	H13/7/24(火)
第5回	H13/9/21(金)
第6回	H13/11/29(木)
第7回	H14/2/1(金)
第8回	H14/2/21(木)
第9回	H14/3/30(土) (意見聴取の会含む)
第10回	H14/4/26(金)
第11回	H14/5/15(水)
第12回	H14/6/6(木)
第13回	H14/7/30(火)

琵琶湖部会	
第1回	H13/5/11(金)
第2回	H13/6/8(金) (現地視察)
第3回	H13/6/25(月) (現地視察)
第4回	H13/8/22(水)
第5回	H13/10/12(金)
第6回	H13/11/1(木)
第7回	H13/11/20(火) (現地視察)
第8回	H13/12/21(金) 「意見聴取の試行のための会」
第9回	H14/1/24(木)
第10回	H14/2/19(火) (意見聴取の会含む)
第11回	H14/3/13(水)
第12回	H14/4/7(日)
第13回	H14/5/12(日)
第14回	H14/6/4(火) (現地視察)
第15回	H14/6/17(月)
第16回	H14/7/4(木)
第17回	H14/8/8(木)

淀川部会	
第1回	H13/5/9(水)
第2回	H13/6/2(土) (現地視察)
第3回	H13/7/6(金)
第4回	H13/8/9(木) (現地視察)
第5回	H13/8/11(土) (現地視察)
第6回	H13/8/19(日) (現地視察)
第7回	H13/9/10(月)
第8回	H13/10/31(水)
第9回	H13/11/26(月)
第10回	H13/12/17(月)
第11回	H14/1/26(土) (意見聴取の会含む)
第12回	H14/2/5(火)
第13回	H14/3/14(木)
第14回	H14/4/5(金)
第15回	H14/5/27(月)
第16回	H14/6/24(月)
第17回	H14/7/31(水)

猪名川部会	
第1回	H13/5/23(水)
第2回	H13/6/7(木) (現地視察)
第3回	H13/6/21(木) (現地視察)
第4回	H13/8/7(火)
第5回	H13/10/9(火)
第6回	H13/12/18(火)
第7回	H14/1/18/(金)
第8回	H14/1/27(日) (意見聴取の会含む)
第9回	H14/2/15(金)
第10回	H14/3/4(月)
第11回	H14/6/11(火)
第12回	H14/7/11(木)
第13回	H14/8/20(火)

その他				
	設立会	H13/2/1(木)	第1回 合同勉強会	H14/4/11(木)
	発足会	H13/2/1(木)	シンポジウム	H14/6/23(日)
	第1回 合同懇談会	H13/2/1(木)		

当日資料の閲覧・入手方法

以下の方法で資料の全文を閲覧、または入手することができます。
ただし、以下の点にご注意下さい。

・当日会場で部数の関係上、一般傍聴者に配付されなかった資料は、閲覧のみ可能とさせていただきます。
・当日会場で一般傍聴者に配付された資料で原本がカラーの資料は、白黒での提供となります。カラーの資料を希望される場合にはコピー代を実費でいただきます。なお、カラー資料についてはホームページ等での閲覧は可能です。

●ホームページ

会議で使用した資料は、ホームページで公開しております。アドレスは以下の通りです。

http://www.yodoriver.org

●郵送

郵送による資料の送付を希望される方には、送料実費にて承っております。（希望部数が多い場合、またカラーの資料を希望される場合はコピー代も実費でいただきますので、予めご了承ください。）

ご希望の方は、別紙②の「FAX送信票」にご記入のうえ、FAXまたは郵送で庶務までお申し込みください。

●閲覧

資料の閲覧を希望される方は、庶務までご連絡ください。

この印刷物は再生紙を使用しています。

淀川水系流域委員会 委員会ニュース No.14

2002年11月発行

【編集・発行】淀川水系流域委員会

【連　絡　先】淀川水系流域委員会　庶務
株式会社 三菱総合研究所 関西研究センター

研 究 員：新田、柴崎、桐畑
事務担当：桐山、森永、北林

〒530-0003 大阪市北区堂島２-２-２（近鉄堂島ビル７Ｆ）
TEL:（06）6341-5983 FAX:（06）6341-5984
E-mail：k-kim@mri.co.jp

●流域委員会ホームページアドレス
http://www.yodoriver.org

◆ニュースレターは以下の機関でも配布しています。
国土交通省　近畿地方整備局／淀川工事事務所／琵琶湖工事事務所／大戸川ダム工事事務所／淀川ダム統合管理事務所／猪名川工事事務所／猪名川総合開発工事事務所／木津川上流工事事務所／水資源開発公団　関西支社／滋賀県　土木交通部河港課／京都府　土木建築部河川課／大阪府　土木部河川室／兵庫県土木部河川課／奈良県　土木部河川課／三重県　伊賀県民局 等

* ニュースレターは最新号、バックナンバーともに、ホームページでもご覧頂けます。